

旧	新												
<p>5 風致景観の管理に関する事項</p> <p>(1) 許可取扱方針</p> <p>公園内の行為の許可に関する取扱については、「国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針」(昭和 49 年 11 月 20 日付環境庁自然保護局長通知)によるほか、次の方針によることとする。</p> <p>なお、公共事業関連施設の取扱方針については、「6 地域の開発整備に関する事項」で述べる。</p>	<p>5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項</p> <p>(1) 許可、届出等取扱方針</p> <p>原則として、先端部地区、知床連山地区、知西別岳及びその周辺地区等の遺産地域管理計画の A 地区においては、各種の行為について極力抑制を図るものとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 711 506 761">行為の種類</th> <th data-bbox="508 711 1095 761">取扱方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 762 506 911">1. 工作物の新・改・増築</td> <td data-bbox="508 762 1095 911"> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として漁業活動、森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 912 506 1342">(1) 建築物</td> <td data-bbox="508 912 1095 1342"> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの(片流れ式を除く。)とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。</li> <li>外部の色彩は、屋根(パラペットを含む)はこげ茶色系、壁面は茶色系、クリーム色</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	取扱方針	1. 工作物の新・改・増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として漁業活動、森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul>	(1) 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの(片流れ式を除く。)とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。</li> <li>外部の色彩は、屋根(パラペットを含む)はこげ茶色系、壁面は茶色系、クリーム色</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 711 1391 761">行為の種類</th> <th data-bbox="1393 711 1982 761">取扱方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 762 1391 911">① 工作物</td> <td data-bbox="1393 762 1982 911"> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として漁業活動及び森林施業、学術研究その他公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 912 1391 1342">ア. 建築物</td> <td data-bbox="1393 912 1982 1342"> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの(片流れ式を除く。)とする。既存建築物に近接し、10 m<sup>2</sup>未満且つ高さ 3 m 未満の小規模建築物については陸屋根、片流れ式屋根も認める。</li> <li>外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系、壁</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	取扱方針	① 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として漁業活動及び森林施業、学術研究その他公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul>	ア. 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの(片流れ式を除く。)とする。既存建築物に近接し、10 m<sup>2</sup>未満且つ高さ 3 m 未満の小規模建築物については陸屋根、片流れ式屋根も認める。</li> <li>外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系、壁</li> </ul>
行為の種類	取扱方針												
1. 工作物の新・改・増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として漁業活動、森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul>												
(1) 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの(片流れ式を除く。)とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。</li> <li>外部の色彩は、屋根(パラペットを含む)はこげ茶色系、壁面は茶色系、クリーム色</li> </ul>												
行為の種類	取扱方針												
① 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として漁業活動及び森林施業、学術研究その他公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul>												
ア. 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの(片流れ式を除く。)とする。既存建築物に近接し、10 m<sup>2</sup>未満且つ高さ 3 m 未満の小規模建築物については陸屋根、片流れ式屋根も認める。</li> <li>外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系、壁</li> </ul>												

		<p>系、灰色系、白色又は自然材料のままの色を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からは極力壁面線を後退させるとともに、周囲の状況から植栽による修景が必要な場合は、現地産のものと同種の樹種により植栽を行うよう指導する。</li> </ul>			<p>面は茶色系、クリーム色系、灰色系、白色又は自然素材のままの色とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からは極力壁面線を後退させるとともに、周囲の状況から植栽による修景が必要な場合は、6. (1) 修景緑化の方針に基づき植栽を行うものとする。</li> <li>・付帯の建築設備等については極力展望地や公園事業道路等から望見されない側に設置するものとする。</li> </ul>
	<p>ア. 番屋等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相泊・北浜地区以外では、番屋（漁業を行うために人が季節的に居住し、作業する建物）の新築は、災害により消失したものの復元等、当該地域における従来からの漁業を継続的に行うために必要なものに限ることとし、既存の番屋の改築等も含め、その規模は、漁業活動を行うために必要最小限の規模にとどめる。</li> <li>・相泊・北浜地区では、番屋の新築は極力抑制する。</li> <li>・番屋に付帯する倉庫等の漁業関係施設（主たる番屋の規模を超えないものに限る）の新改増築を行う場合は、その規模、高さ等は必要最小限とし、そのデザイン等は上記</li> </ul>		<p>(ア) 番屋等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相泊・北浜地区（別添図面参照）では、番屋（漁業を行うために人が季節的に居住し、作業する建物）等の新築は極力抑制することとし、相泊・北浜地区以外では、番屋等の新築は、災害により消失したものの復元等、当該地域における従来からの漁業を継続的に行うために必要なものに限る。</li> <li>・番屋及び付帯する倉庫等の漁業関係施設の新改増築を行う場合は、その規模、高さは必要最小限とする。</li> <li>・屋根の形状は切妻とし、やむを得ず片流れ式屋根とする場合、相泊・北浜地区においては隣接する公園事業道路の舗装面から高さ5 m以内のものに限る。</li> </ul>

		<p>に準ずるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番屋として使用されなくなったものについては、施設の所有者に対し撤去するよう指導する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系・青色系、壁面は茶色系、クリーム色系、灰色系又は自然素材のままの色とする。</li> <li>・素材は原則として木材又は鋼板とする。</li> <li>・概ね 30 m<sup>2</sup>を下回る番屋及び漁業関係施設は漁舎として取り扱う。</li> <li>・番屋等として使用されなくなったものについては、施設の所有者に対し撤去するよう指導する。</li> </ul>
	(2) 道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致の保護上重要な箇所においては、擁壁には自然石若しくは自然石に模した材料を用いるよう指導する。</li> <li>・法面緑化及び工事に伴い生じた裸地には、周囲の自然植生に近い植群落に速やかに復元する植物種及び緑化工法を用いるよう指導する。</li> <li>・樹木による修景を行う場合は、現地産植物と同種の植物を使用するよう指導する。</li> <li>・モルタル吹付けは、安全確保上、代替工法がないと認められる場合のみとする。</li> <li>・法枠工、緑化ウオール等法面安定のための構造物を用いる場合には、十分な緑化を行うよう指導する。</li> </ul>		イ. 道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道、林道ともに原則として新設を認めない。ただし、工事用の仮設道路については個別に検討する。</li> <li>・既存道路の改良は現況の機能を確保する程度にとどめ、擁壁等の工作物は極力抑制するものとする。ただし、環境保全及び災害復旧のための必要な改良については個別に検討する。</li> <li>・知床大橋からルシャ間の知床保安林管理道、町道岩尾別開拓道路、町道知床公園道路については拡幅等を伴う改良は原則として認めない。</li> <li>・展望地や公園事業道路等公園利用者から望見される箇所の擁壁の表面処理は、間知石</li> </ul>

	<p>ア. 車道（林道を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険防止柵は、原則としてガードケーブル、色彩は灰色系又は亜鉛メッキ素地色とする。</li> <li>・落石・落雪防護柵及びネット等の色彩は、コゲ茶色系、灰色系又は亜鉛メッキ素地色とする。</li> </ul>		<p>（角錐型に加工した石材）の布積または矢羽積を基本とする。やむを得ずコンクリートを主たる材料とする場合は、原則として黒色顔料の添加等により暗灰色に着色するとともに、石材による布積または矢羽積に模した表面処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴い生じた裸地は、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、6.（1）修景緑化の方針に基づき緑化を行う。</li> <li>・道路法面に構造物を設置する場合には、修景植栽による遮蔽や、埋設の上緑化を図る等、人工構造物が極力視認されないような工法とする。</li> <li>・モルタル吹付けは、安全確保上、代替工法が無いと認められる場合のみとする。公園利用者から望見される箇所においては、原則として周辺の断崖地を模した表面処理とするとともにモルタルに黒色顔料を添加し、暗灰色の色彩とする。</li> <li>・法枠工は、安全確保上、代替工法が無いと認められる場合のみとする。法枠工を設置する場合は、法表面から枠を隠蔽するよう</li> </ul>
	<p>イ. 林道</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、新設は認めないものとする。（道道知床公園線のうち知床五湖以奥の公園事業道路として把握されていない部分についての取扱いについては、公園事業取扱方針（15頁）参照。）</li> <li>・知床岬・知床岳地区、ルサ・ルシャ地区及び知西別地区においては、新設は認めない</li> </ul>		

	ウ. 橋梁	<p>ものとする。また、その他の地区についても自然環境保全の観点から十分な調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知床林道（知床大橋以奥）については、拡幅等を伴う規格の改良は、認めないものとする。ただし、危険防止、環境保全及び災害復旧のための必要な改良については検討する。</li> </ul>		<p>な工法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>落石防護柵、雪崩予防柵等は、原則として金属部の色彩をこげ茶色系とする。</li> <li>車両の路外逸脱防止を目的として設置する防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は亜鉛メッキ素地色とする。</li> <li>視線誘導標や道路標識は、支柱等金属部の色彩をこげ茶色系の色彩とする。</li> <li>冬季閉鎖となる区間について、オーバーハング式視線誘導標の設置は認めない。また、視線誘導標識の設置は必要最小限とし、道路や周囲の展望地からの眺望を妨げるものは認めない。出来るだけスノーポール兼用デリネーターで対応するものとする。</li> <li>スノーポール兼用デリネーターは冬季以外は長さを縮め、収納できるものとし収納筒の色彩はこげ茶系とする。</li> <li>橋梁のデザインは周辺の景観と調和しつつ生態系への影響が最小限となるよう配慮する。色彩は原則として金属部材をこげ茶色系とし、公園利用者から望見されるコンクリート構造物については原則として黒</li> </ul>
--	-------	---	--	--

					<p>色顔料の添加等を行い暗灰色とする。また猛禽類等の生息状況に応じ鳥類の事故防止措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路照明については、生態系への攪乱を最小限にとどめるよう留意した配置にする。</li> <li>・動物用の横断工作物を設置して動物の移動を助ける、側溝への動物の転落を防止する等、自然環境の保全に配慮する。</li> <li>・既存道路の改良により必要性が失われた道路付帯構造物等については撤去を図る。</li> </ul>
	<p>(3)その他の工作物 ア. 電力柱・電話柱等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設については、自然環境への影響及び施設供用に伴う波及的な影響等をも考慮し、慎重に取り扱うものとする。</li> <li>・公園利用上重要な計画道路の沿線においては、架空線の地下埋設化を図るものとし、その他の場所においても極力電力線・電話線の共架を図るよう指導する。</li> </ul>		<p>ウ. 電柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設については、自然環境への影響及び施設供用に伴う波及的な影響等を考慮し、慎重に取り扱うものとする。</li> <li>・公園利用上重要な計画道路の沿線においては、架空線の地下埋設化を図るものとし、その他の場所においても極力電力線・電話線の共架を図るよう指導する。</li> <li>・電柱の色彩はこげ茶色を標準とする。</li> <li>・希少猛禽類の感電対策を行うものとする。</li> </ul>
	<p>イ. 鉄塔、パラボラアンテナ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として新設は認めない。ただし、公益上必要と認められるものであって、当該地域以外においてその目的を達成することができないと認められるもの</li> </ul>		<p>エ. アンテナ、鉄塔</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として新設は認めない。既存鉄塔等への共架、既設建築物への壁面もしくは屋上への設置とし、原則として既存構造物の高さ(避雷針を除く)を超えないこととする。</li> </ul>

		<p>については検討する。</p>			<p>ただし、公益上必要と認められるものであって、当該地域以外においてその目的を達成することができないと認められるものについては検討する。</p>
	<p>ウ. 土木構築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致及び景観の保護上重要な箇所については、原則として自然石等自然材料又は自然材料に模した材料を使用するよう指導する。</li> <li>・規模、高さ等は、必要最小限とする。</li> <li>・形状は周辺の自然環境と調和のとれたものとし、色彩は、原則として自然材料の素地を基本とするが、着色する場合及び金属製のものについては、こげ茶色系、灰色系、亜鉛メッキ素地色を標準とする。</li> <li>・工事用の取付道路の新設については、自然環境の保全に十分配慮するとともに、工事完了後ただちに現状に復し、緑化を図るものとする。</li> </ul>		<p>オ. 治山、砂防施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の防止又は復旧のためやむを得ないものに限る。</li> <li>・落雪防護柵等、斜面に構造物を設置する場合には、修景植栽による遮蔽や、埋設の上緑化を図る等、人工構造物が極力視認されないような工法とする。</li> </ul>
				<p>カ. 河川横断工 作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サケ科魚類の遡上を妨げる工作物の新設は認めないものとし、河川の自然復元やサケ科魚類の資源量増加に資するものについては認めることができるものとする。</li> <li>・魚道設置等の増改築については「知床世界自然遺産地域科学委員会」において、その必要性や手法について認められたものに限る。</li> </ul>
				<p>キ. 漁港</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな漁港の新設は認めない。既存漁港の整備は、自然改変が最小となるよう調整を図るものとする。特に、ウトロ漁港知床岬地区（文吉湾）の整備は、漁場開発又は漁船の避難のために必要な範囲にとどめる</li> </ul>

					ものとする。
				ク. サケ、マス ふ化場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなふ化場の新設は認めない。既存施設の改良に際しては、規模や構造については、自然環境への影響に配慮するものとする。特にサケ・マスの採捕作業後、ふ化場にて捕獲を行わないサケ・マスの遡上が確保できる構造でないものは認めない。</li> </ul>
				ケ. 海岸施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相泊・北浜地区においては、海岸保全施設の新設は、災害の防止又は復旧のためやむを得ないものに限るものとし、それ以外の地区（漁港区域内を除く）においては、原則として新設は認めないものとする。</li> </ul>
				コ. 発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知床はオジロワシ、クマゲラ、希少な海鳥等の繁殖地であり、また千島からカムチャツカに至る渡り鳥飛行ルート上に当たる。風力発電については、これら鳥類の衝突事故が発生する懸念があるため、家庭用等ごく小規模なもの以外の新設は認めない。</li> <li>・水力発電については、サケ科魚類の遡上を阻害するおそれがあるため、遡上の可能性のないごく小規模な水路における家庭用等、ごく小規模なもの以外の新設は認めない。</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電については、羅臼温泉における温泉発電（バイナリー）等、小規模なもので、かつ風致景観上の支障軽減措置を十分に講じた場合については認めるものとするが、それ以外のものの新設は認めない。</li> <li>太陽光発電については、大規模なものは認めない。</li> </ul>
2. 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年 国立公園部及び林野庁との了解事項）に基づくものとするが、自然環境に対する影響に配慮し慎重に取扱う。特に野生動物の生息に重要な地域においては、生息環境の保全に十分留意するよう調整を図る。</li> <li>作業道、土場の設置や機械による集材にあたっては、土砂流出防止や環境保全に十分留意するよう調整を図る。</li> <li>番屋に必要な自家用薪材の伐採は、風致景観に支障のない範囲内に限り認めるものとする。</li> </ul>	② 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、登山道や遊歩道等の利用拠点の維持管理に必要なもの、学術研究その他公益上必要と認められるもの、測量や森林の管理のために行われるもの以外は認めない。</li> </ul>	
3. 土石の採取 (1) 温泉ボーリング等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな泉源の開発及び利用については、自然環境への影響に配慮し、慎重に扱う。ただし、既存泉源の掘替えについては自然環</li> </ul>	③ 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>採石業は認めないものとする。</li> <li>鉱業権の設定は認めず、鉱物の採取については学術研究その他公益上必要と認めら</li> </ul>	

	<p>(2) 採石業 (3) その他</p>	<p>境への影響を配慮しつつ柔軟に対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ小屋、引湯管等による風致上の支障のないよう指導する。</li> <li>・掘削中の機械、やぐら等の設備の設置及び跡地の整理については、風致上の支障のないよう指導する。</li> </ul> <p>・採石は認めないものとする。</p> <p>・鉱業権の設定に関して通商産業局長より協議を受けた道知事からの協議（「国立公園及び国定公園許可、届出等取扱要領」に基づくもの）については、鉱物等の掘採が自然環境に与える影響から、原則として不同意とするものとする。</p> <p>・砂防ダムの堆積土砂の浚渫については、可能な限り樹木を残す等、風致の保護に配慮するよう指導する。</p> <p>・継続的に行われている定置網のおもり用の砂利の採取については、「特定地域における特定の行為の認定」（昭和56年7月29日付環自保第240号）によりやむを得ないものに限り認めることとされている。</p>		<p>れるもの以外は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな泉源の開発及び利用については、泉源利用による自然環境への影響に配慮し、慎重に取り扱う。ただし、既存泉源の掘替えについては自然環境への影響を配慮しつつ柔軟に対応するものとする。</li> <li>・ポンプ小屋、引湯管等による風致上の支障がないよう指導する。</li> <li>・掘削中の機械、やぐら等の設備の設置及び跡地の整理については、風致上の支障のないよう指導する。</li> <li>・継続的に行われている定置網のおもり用の砂利の採取については、「知床国立公園における行為の許可基準の特例」によりやむを得ないものに限り認めることとされている。</li> </ul>
--	----------------------------	---	--	---

	<p>4. 広告物の設置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として公益上必要なもの及び公園事業施設等への誘導のためのもの以外は認めないものとする。</li> <li>・極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</li> <li>・色彩はこげ茶色地に白色文字を標準とし、原色は極力用いないものとする。</li> <li>・光源を用いる場合は、外部からの照明とする。</li> <li>・塔屋への設置は認めないものとする。</li> <li>・破損、老朽化した広告物は、設置者において速やかに撤去するよう指導する。</li> </ul>		<p>④ 広告物の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として公益上必要と認められるもの及び公園事業施設等への誘導のためのもの以外は認めないものとする。</li> <li>・極力自然素材を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</li> <li>・色彩はこげ茶色地に白色文字を標準とし、原色は極力用いないものとする。ただし、注意・警告を目的に設置する標識等については、文字やピクトサインの強調を意図した黄色、赤色の使用も認める。</li> <li>・幟の設置は認めない。</li> <li>・光源を用いる場合は、外部からの照明とする。</li> <li>・塔屋への設置は認めないものとする。</li> <li>・破損、老朽化した広告物は、設置者において速やかに撤去するものとする。</li> <li>・登山道における遭難防止のための標識等は、平成 10 年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業報告書に示された統一デザインを採用することとし、注意板はこげ茶色地に白色文字を標準とする。</li> </ul>
--	-------------------	--	--	-----------------	---

<p>5. 動植物の捕獲、採取等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究のため必要と認められるものであって、当該地域において絶滅の恐れがないもの以外は認めないものとする。</li> <li>・捕獲、採取等の量は、必要最小限とする。</li> <li>・捕獲、採取等の場所及び期間については、一般利用者に対する影響に配慮するよう指導する。</li> <li>・行為者には捕獲、採取等に係る調査結果の報告を求め、提出された資料は、公園の保護管理に活用を図るものとする。</li> </ul>
<p>⑤ 動植物の捕獲、採取等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者についてのみ行為を認める。</li> <li>・捕獲、採取等の場所及び期間については、一般利用者に配慮する。</li> <li>・行為の実施にあたっては、期日や場所について自然保護官事務所等に連絡するものとする。</li> <li>・捕獲、採取等に係る調査結果の報告及び成果物(論文等)の提出を求めるものとする。</li> </ul>
<p>⑥ 利用調整地区内の立入り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、利用調整地区制度の運用のために必要なものに限る。学術研究については、一定の研究実績のある研究者についてのみ立入りを認める。</li> <li>・取材行為については、原則として立入認定のルール下で行うよう指導する。</li> </ul>

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いについては、次の方針によることとする。

ア. 羅臼温泉集団施設地区 (表-2、28頁)

本公園で唯一の集団施設地区である羅臼温泉集団施設地区は、自然探勝利用の宿泊基地及び羅臼岳への登山基地等利用拠点として整備を図るとともに、ウトロ羅臼線の通過利用の基地として地区内での滞留利用を促進するための教化施設及び休養施設を整備することを目標として計画されており、現在羅臼町を訪れる年間80万人の大変が当地区を通過または利用しているものと思われる。

地区内には野営場のように豊かな樹林に覆われた部分もあるが、宿舎区等地区の中心部は、旧河川敷の箇所が多いことと、水辺環境として重要な羅臼川がすでに改修されているため、現在も樹木が少ない。今後は、良好な周辺自然環境の維持のみならず、利用施設の再整備及び植栽等により快適な利用空間の形成を図る必要がある。

事業の種類	取扱方針
1. 宿舎	・現在、地区内には3軒の宿舎が適当な間隔を保って設置されており、合わせて約530人の宿泊収容力がある。しかし、近年の利

(2) 公園事業取扱方針

建物や看板類のデザイン等は、原則として許可、届出等取扱方針の①工作物ア. 建築物及び④広告物の設置に準じるものとする。

① 羅臼温泉集団施設地区

事業の種類	取扱方針
ア. 宿舎	・施設の規模は現状程度にとどめる。 ・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。

		<p>用者の増加にともない夏の利用シーズンには収容力の限界に達しており、建設後かなりの年月を経過している宿舎もある。今後の新增改築に当たっては、施設を極力道路から後退させる等ゆったりとした空間を保つとともに、植栽により修景・緑化を行う。</p> <p>また当地区内において現在町有地となっている宿舎跡地については、計画が具体的になった場合には、既存3棟と同様に扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や看板類のデザイン等は「許可取扱要領」に準じ、統一が図られるよう指導する。</li> </ul> <p>(以下の施設について同じ)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止した公園事業宿舎については、すみやかに原状回復を図る。</li> <li>・事業の廃止にあたっては、建物の撤去等により速やかに原状回復するものとし、有効活用が図られる場合は、新たな利用に係る基準に照らして適切な規模のものとする。</li> </ul>
2. 園地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ウトロ羅臼線道路沿いに小規模な園地が整備されているが、利用者はあまり多くない。今後は、駐車場と一体的な利用の促進を図るため、現在使用している羅臼岳登山道入口の園路を一般向けに整備し、自然研究路として活用できるよう解説板等の充実を図る。</li> <li>・一部損壊や橋の老朽化により現在閉鎖中の園路については、ビジターセンターを中心</li> </ul>		イ. 園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な園路の維持管理を推進し、園地の有効活用を図る。</li> </ul>

	<p>に各施設を有機的に結ぶ園路となるよう関係機関と調整を図り、再整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊越の滝方面への園路の延長、安全対策等について検討する。</li> </ul>		
3. 野営場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏の最盛期には、オートバイで道内を周遊する若者の利用が多く過密な状態が続くため、施設の再整備を検討する。再整備に当たっては、地形の改変を最小限とするとともに敷地内の大径木は極力残し、緑陰が豊かな野営場とする。</li> </ul>	ウ. 野営場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模は現状程度にとどめる。</li> <li>・ヒグマに対する適切な安全対策を講じる。</li> </ul>
4. 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園地整備促進による有効利用を図る。</li> </ul>	エ. 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模は現状程度にとどめる。</li> </ul>
5. 博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当公園の自然観察・自然探勝等の利用をより推進するため、館内展示や、レクチャールームでの映像装置等の充実を図る。</li> <li>・自然保護教育活動の拠点として、自然解説ボランティアの活動のための施設の整備拡充を図る。</li> <li>・施設の維持管理については、羅臼町の協力を得て行う。また、運営については、「羅臼ビジターセンター運営協議会」(25頁参照)が行う。</li> </ul>	オ. 博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園の適正な利用を推進するため、情報の収集と発信に努める。</li> </ul>

イ. 単独施設

事業の種類	地区	取扱方針
1. 宿舍	岩尾別温泉	・施設の規模は現状程度にとどめる。
	岩尾別	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
2. 園地	ホロボツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園のウトロ側入口及び利用拠点として、休憩や自然観察のための広場、休憩所、自然研究路等の整備がなされている。今後は、案内板、解説板の充実を図る。</li> <li>・既存の休憩所は知床 100 平方メートル運動の拠点となるにふさわしい展示休憩所として管理運営を図る。</li> <li>・海蝕崖への転落防止のための指導等について検討する。</li> </ul>
	カムイワッカ	・現在硫黄山登山口付近にある展望スペースにとどめるもの

② 単独施設

事業の種類	地区	取扱方針
ア. 宿舍	岩尾別温泉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模は現状程度にとどめる。</li> <li>・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。</li> </ul>
	岩尾別	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
イ. 園地	ホロボツ	・国立公園のハブ拠点として、休憩や自然観察のための広場、休憩所、自然探勝路等の整備がなされている。施設の更新に当たっては展望施設、情報提供施設等の充実を図る。
	カムイワッカ	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。

			とする。			
		知床五湖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、休憩所は現状の規模にとどめるものとする。</li> <li>・案内板、解説板の充実を図る。</li> </ul>		知床五湖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当公園の自然観察・自然探勝等の利用を増進するため情報提供施設の機能の充実を図る。</li> <li>・利用調整地区制度導入による利用動態変化を踏まえ、必要最小限の駐車場の拡張を行う。</li> </ul>
		知床峠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間の展望利用に供するための施設は現状程度とし、案内板、解説板の充実を図る。</li> </ul>		知床峠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間の展望利用に供するための施設は現状程度とし、案内板、解説板の更新を図る。</li> </ul>
					ルサ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知床世界遺産ルサフィールドハウスとの連携に留意し、自然体験、休養利用のための園地を整備する。</li> </ul>
	3. 野営場	ホロベツ 岩尾別温泉及びルサ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察等の研修機能を持った野営場として整備することを検討する。</li> <li>・事業執行については、今後の利用動向により検討する。</li> </ul>	ウ. 野営場	ホロベツ及び岩尾別温泉 ルサ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、整備は認めない。</li> <li>・事業執行については、今後の利用動向により検討する。</li> </ul>
	4. 博物展示施設	ホロベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当公園の自然観察・自然探勝等の利用を増進するため、館</li> </ul>	エ. 博物展示施設	ホロベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当公園におけるマナーの普及、自然体験活動の拠点施設とし</li> </ul>

		<p>内展示及び館内案内の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護教育活動の拠点施設として、自然解説ボランティアの活動のための設備の充実を図る。</li> </ul>
5. 駐車場	ホロボツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー規制の要となる施設であるので、施設の規模等については、自動車利用適正化対策の中で検討していくこととする。</li> </ul>

ウ. 道路

種類	路線名	取扱方針
1. 道路 (車道)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、法面緑化及び修景植栽については、「許可取扱方針」と同様とする。</li> </ul>
	ウトロ羅 白線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路付帯の駐車場については、新設及び既存のもの現状以上の拡張は原則として認めないものとする。</li> </ul>

		<p>て、館内・屋外展示及び情報提供施設の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幌別地区の滞留機能を強化し、食事提供、環境学習の情報・素材提供を行う。</li> <li>・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。</li> </ul>
オ. 駐車場	ホロボツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー規制の要となる施設であるので、施設の規模等については、自動車利用適正化対策の中で検討する。</li> </ul>

③道路

事業の種類	路線名	取扱方針
ア. 道路 (車道)	全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可、届出等取扱方針の①工作物イ. 道路に準じるものとする。</li> </ul>
	ウトロ羅 白線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路付帯の駐車場については、新設及び既存のもの現状以上の拡張は原則として認めないものとする。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用期間延長のための防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、慎重に検討する。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。</li> </ul>
		ホロベツカムイワッカ線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知床五湖～知床大橋間については現在公園事業車道として把握していないが、今後は公園事業車道として整備を進めるものとする。整備に当たっては、交通安全、危険防止のために必要な改良について検討するものとするが、知床五湖以奥は急峻な地形のため、自然環境に与える影響が大きいことから、慎重に取扱うものとする。</li> </ul>			ホロベツカムイワッカ線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備に当たっては、交通安全、危険防止のために必要な改良について検討するものとする。</li> <li>・ 知床五湖以奥は急峻な地形のため、改変行為による影響が大きいことが懸念されることから、慎重に扱うものとする。</li> <li>・ 防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。</li> </ul>
		岩尾別温泉線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現道の舗装程度とし、大規模な改良は認めないものとする。</li> </ul>			岩尾別温泉線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現道と同程度の規模にとどめるものとする。</li> <li>・ 防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。</li> </ul>
		ルサ相泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全、危険防止等のため</li> </ul>			ルサ相泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全、危険防止等のため</li> </ul>

	線	の改良については、風致景観に支障のないよう調整を図る。		線	の改良であっても、極力抑制を図る。 ・既存の雪崩予防柵等の撤去のための方策を検討する。
2. 道路 (歩道)		・特定国立公園重点管理事業等により、関係機関と協力して点検、補修、植生の保護・復元を行う。	イ. 道路 (歩道)	硫黄山登山線、羅臼平知円別岳線、羅臼岳登山線	・硫黄山登山線、羅臼平知円別岳線及び羅臼岳登山線（羅臼温泉～羅臼平）は、今後の利用動向を踏まえ植生保全等のために必要な整備内容を検討する。 ・遭難防止のための標識等は、平成10年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業報告書に示された統一デザインを採用することとし、注意板はこげ茶色地に白色文字を標準とする。
	硫黄山登山線、羅臼平知円別岳線、羅臼岳登山線	・登山利用上の危険防止及び植生保護のため必要な措置を講ずるものとする。 ・登山者の野営地は、羅臼平、三ッ峰、二ッ池、銀冷水、硫黄山第一火口、弥三吉水、泊場に限定し、各野営地には、野営区域を明示する措置をとるものとする。		知床五湖 周回線	・知床五湖利用調整地区制度により立入りの管理が図られている施設であるため、施設の管理や再整備等については、知床五湖の利用のあり方協議会の中で検討していくことと
	知床五湖 周回線	・既存歩道の維持管理を図る。 ・自然研究路として解説板等の充実を図る。			

		羅臼湖線	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部で踏み荒らしによる植生の荒廃が見られることから、植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。</li> <li>無制限な利用を防ぐため、今後とも入口標識の整備は行わないものとする。</li> </ul>				する。
				羅臼湖線	<ul style="list-style-type: none"> <li>無制限な利用を防ぐため、今後とも入口駐車場の整備は行わず、バス等の利用を進める。</li> <li>植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。</li> </ul>		
				北海道自然歩道線	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業執行については、今後の利用動向により検討する。</li> </ul>		